

県南広域振興局長告示第 154 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、指定医療機関が診療所又は薬局を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成 19 年 6 月 26 日

県南広域振興局長 酒 井 俊 巳

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
ニコニコ薬局	北上市中野町一丁目 10 番 29 号	平成 19 年 4 月 30 日
ちば歯科医院	奥州市水沢区字桜屋敷 420 番地	平成 19 年 2 月 28 日